

Title	歴史的灣又は歴史的水域の法理 (一) : 一九五一年イギリス・ノルウェー漁業事件の國際司法裁判所判決に關連して
Sub Title	The principle of historic waters in international law : the Anglo-Noewegian fisheries case (1)
Author	中村, 洸(Nakamura, Kō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1956
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.29, No.6 (1956. 6) ,p.1- 15
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19560615-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

歴史的灣又は歴史的水域の法理 (二)

——一九五一年イギリス・ノルウェー漁業事件の國際司法裁判所判決に關連して——

中 村 洸

一 序 説

二 海灣の一般的制度の傾向

〔未完〕

一 序 説

海の國際法は、グロチウスの海洋自由論以來、最近まで傳統的に信奉せられてきた種々の海洋制度に、一つの轉換期を劃するような段階におかれているといわれている。公海の制度についても、また領海の制度についても、その法の大部分が、國際慣習を實體として成立してきた歴史的所産であり、同時に諸國の實行の所産であるかぎり、あたかも既に確立されたと信じられてきた法制度にさえ、異なつた評價が與えられることがある。今日、領海制度の問題についての一般國際慣習法の認識に、今までと異なつた何がしかの傾向をみいだすとするならば、その認識のうちに従來の領海に關する慣習法を、それ自體として完結的なものと理解した結果が作用しているからであるといえよう。

國際法學において、領海三マイルの幅員が唱導され、諸國の實行のうちにその支持をみいだしたとはいへ、三マイルの幅員は、領海の最小限としての共通な慣習法であるにすぎなかつた。そしてもしこのことから、われわれが三マイル以上の幅員、たとえば、四マイル（ノルウェー）、六マイル（イタリー）、九マイル（メキシコ）、一二マイル（ソヴェト）といった若干の國家の實行を國際法上違法であると認定するならば、その認定は、三マイルの幅員を以て完結的なものとしての一般慣習法であることを豫定したことになる。このような事象は、國際法における灣の制度についてもまたいわれうるであらう。若干の特殊な、あるいは例外的な事例を別としても、われわれが、灣口一〇マイル以内の灣は國際法において領土的な灣⁽¹⁾として扱われると意識し、かつそれを一般的規則であると認定して、それ以上の灣口をもつ灣は、一般の領海の測定基準に従うのであると結論すれば、一〇マイルの灣口を以て完結的なものとしての一般國際慣習法であることを豫定したことになる。

灣が、海洋の部分と思われぬほど大きくない場合に、その海洋の部分は、所有地の一部となるというグロチウスの教義⁽²⁾に由來して、學説は、所有地の一部となる灣を、あるいは砲の射程の二倍によつて、あるいは岬と岬を結ぶ線によつて、あるいは外形、奥行、領土との關係の顧慮によつて、あるいは六マイル、一〇マイルという數值的範圍によつて説明したのであつた。⁽³⁾領海三マイル説の登場と諸國の實行上の支持は、領土的灣とすべき灣口に領海幅員の二倍を豫定し、あるいは漁業その他の沿岸國の諸權利から一〇マイルを、より合理的な主張として強く押し進めることになつた。その結果、國際連盟の第一回ハーグ國際法典編纂會議（一九三〇）の領海制度の討議において、領海三マイルの幅員の原則、そしてまた灣口一〇マイルを以て領土的灣とする原則は、諸國の代表の大多數の支持をうけたのであつた。領海及び灣の一般的制度の傾向が、この會議に示されていたとはいへ、若干の國家は、この制度的傾向に合流するまでには至らなかつた。そして今日、領海三マイル、灣口一〇マイルの規則が、國際連合の國際法委員會の法典案のうちに、一般的規則としては次第に消え去る傾向にあることを考慮すれば、そこには明らかに海洋國際法が、何らかの意味で變貌しつつあることを指摘してゆく必要がある。

海洋制度の一般的傾向に、轉換をもたらししたのは、殊に一九五一年十二月十八日のイギリス・ノルウェー漁業紛争事件の國際司法裁判所の判決のうちに、直接あるいは間接に讀みとられるであろう。判決文は、ノルウェーの海岸線の特殊性とノルウェー沿岸水域に對するノルウェーの特殊權益を考慮して、一九三五年のノルウェーの勅令にもとづく排他的漁業區域の劃定を、國際法に違反しないと結論したが、そこに展開された海洋制度への認識は、一九三〇年の國際法典編纂會議までの傾向とは何か異なつたものを教えているのである。たとえば灣口一〇マイルの一般的傾向に對して、裁判所は、「一〇マイルの規則が、若干の國家により、その國內法及び條約において採擇されているけれども、またある仲裁裁判の決定は、それらの間でこの規則を適用したけれども、他の國家はこれと異なる限界を採擇してきたことを指摘しなければならないと考える。従つて、一〇マイルの規則は國際法の一般的原则の權威を取得したものではない。」と宣明したのであつた。領海あるいは灣口の幅員の最小限を以て、それ自體として領海のあるいは灣の完結的な國際慣習法とする觀念ないし傾向は、この判決を契機として轉換しつゝあるといえよう。國際連合の國際法委員會もこの判決の趣旨を汲み、領海の制度についても灣の制度についても、諸國の實行の最大限を基準とする法典案を昨年（一九五五）提示するに至つて⁽⁵⁾いる。

このような傾向の根據に内在する思考、それは裁判所の判決文も敍べているように、「海域の劃定は、常に國際的局面をもち、それは單に沿岸國の國內法に表現された、その意思に依存しえないものである。劃定行爲は、沿岸國のみがそれを行う權能を有しているから、必然的に一方的行爲であるのは事實だが、他國に對する劃定の効力は、國際法に依存している。この點について領海の性質に結合する若干の基本的考慮は、嚴格な正確性をかいていても、裁判所に對し事實の狀態の多様に適應させて、その決定の充分な基礎を與えうる一定基準を明らかにする。これらの考慮のなかで、一般に、領海が領土支配に密接に依存することが注意されなければならない。沿岸をあらゆる水域に對する權利を、沿岸國に與えるのはこの領土である。その結果、劃定を實際上の必要と地方的要求に應じさせるために、必要な裁量をかような國家に認めなければならない

ないが、同時に基礎線をひくことは沿岸の一般的方向から明らかにされる程度にまで、それではならないこととなつてゐる。この場合において、とくに重要な今一つの基本的考慮は、一定海域とそれらを分割し圍繞する領土の形成物との間に存在する多少とも密接な関連性である。基礎線の選擇において提起される眞の問題は、實際上これらの線内にある一定海域が、内水制度に従屬するほど充分に領土と結びつけられてゐるか否かにある。⁽⁶⁾ということである。裁判所は、ここにおいてある特定の沿岸水域に對する沿岸國の要求と國際的側面をもつ基礎線問題との衡量を行つたのであつた。

かような衡量が正當であるか否かを一應別として、灣の一般的制度の傾向においてさへ二つの考慮される要素が存在してゐたことは指摘されてよいであらう。一つは、灣に對する沿岸國の權利要求は程度において領海以上のものであつたということ、他は今日たとえ領土的灣とする一般的基準が國際慣習法として確立されてゐないにしても、灣口における何らかの範圍を以て領土的灣が決定されてゐるということである。歴史的灣 (*historic bays, bays historiques*) 又は歴史的水域 (*historic waters, eaux historiques*) という觀念は、いわば第一の要素が第二の要素のうち勝つ形で存在を認められたものであるといえよう。國際法によつて領土的灣か否かを決定するには、一般的にいへば灣口における幅員によつてそれが行われる。そして領土的灣であることが決定された場合には、領海は海岸線の屈曲に從つて低潮線から計られることなく、灣口を横切る線から海の方に計られる。從つて灣内の水域の性質は、内水 (*national waters, eaux intérieures*) とされる。領土的灣とする一般的な原則が、灣口の幅員のみによつて定められるという觀念のもとで、すべての灣に、劃一的にその原則を適用すると沿岸國にとつて不便あるいは不都合な結果を招くことがある。ある範圍以上の灣口をもつ灣においても、沿岸國が特別な權益をもち、海洋管轄權をできるかぎり狭めようとする國際社會の要請にも、その主張を制限するわけには行かない事例が存在してゐた。マナール灣、グランヴィユ灣⁽⁷⁾などその實例は、三〇有餘という決して數多いものではない。そしてこれらの水域は、灣口の幅に關係なく他國からも領土的灣であることが認められてゐる。デデル教授の言葉をかりれば、⁽⁸⁾若干の國家は、

原則としてこの範域に一般的に承認され且つ適用された規則に従えば、公海とみなされる水域を、國家の領水の部分とすることを要求し、この主張はしばしば他の國家によつても認められているのである。

一般的に承認され且つ適用された規則に従えば、公海とみなされるべき水域を、ある種の事態によつて領水に編成されるとするならば、その権原は何であるか。これを解明するのが、歴史的灣又は歴史的水域の法理なのである。わが國の國際法學界の關心が、海洋制度の問題に捧げられつつある昨今、その主題を公海の分野から沿岸國の權利要求がもつともきわだつて現われる國際法における灣の一般の制度と歴史的灣又は歴史的水域の問題をとりあげたのは、歴史的灣又は歴史的水域の法理のうち二つの異なつた海洋制度への認識の流れが存在しているということ、その法理が、一九三〇年の國際法典編纂會議においてさえ、論證 (contestation) から説明 (explication)^(e) へ移行しつゝあつたことを考慮すれば、領海制度と公海制度に關連するこの歴史的灣又は歴史的水域の法理のうちに、一九五一年イギリス・ノルウェー漁業事件の判決の重要な意義が發見されると考えたからである。

(1) Lauterpacht, H., *Oppenheim's International Law*, vol. i, 8th ed, 1955, §191, p. 505. note, 1. The expression 'territorial bay' must not be allowed to obscure the facts (1) that the waters contained in the territorial bays, and in the territorial portions of bays not wholly territorial, are not territorial waters and part of the maritime belt, but national waters, and (2) that the limit of the national waters is the datum line for the measurement of the maritime belt:

(a) Grotius, H., *De Jure Belli ac Pacis*, 1625, Liv. II, Chap. III, § VIII. 一又五雄譯「シロチヌス」戦争と平和の法「第一卷」昭和二十五年、三〇四頁。

(c) Wilson, M. G., *Les eaux adjacentes au territoire des États* (Recueil des Cours, Académie de droit international) 1928, p. 154.

(4) *Cour Internationale de Justice, Recueil des Arrêts, Avis consultatifs et Ordonnances*, 1951, [18 décembre 1951 Affaire des Pêcheries (Royaume-Uni c. Norvège)] p. 131. Dans ces conditions, la Cour estime nécessaire d'observer

que si la règle des dix milles a été adoptée par certains États, aussi bien dans leurs lois nationales que dans leurs traités et conventions, et si quelques décisions arbitrales en ont fait application entre ces États, d'autres États, en revanche, ont adopté une limite différente. En conséquence, la règle des dix milles n'a pas acquis l'autorité d'une règle générale de droit international.

(c) United Nations, Report of the International Law Commission (7th session) (A/2634) 1955, Chap. III. (本條和國密達尺度條三條譯'國際法條委員會報' [第七會報] 條照)

(e) Cour International de Justice, Recueil des Arrêts, Avis consultatifs et Ordonnances, 1951, p. 132-133 : La délimitation des espaces maritimes a toujours un aspect international ; elle ne saurait dépendre de la seule volonté de l'État riverain telle qu'elle s'exprime dans son droit interne. S'il est vrai que l'acte de délimitation est nécessairement un acte unilatéral, parce que l'État riverain a seul puaité pour y procéder, en revanche la validité de la délimitation à l'égard des États tiers relève du droit international.

A cet égard, certaines considérations fondamentales, liées à la nature de la mer territoriale, conduisent à dégager quelques critères qui, à défaut de précision rigoureuse, fournissent au juge des bases suffisantes de décision, adaptées à la diversité des situations de fait.

Parmi ces considérations, il faut signaler de façon générale l'étroite dépendance de la mer territoriale à l'égard du domaine terrestre. C'est la terre qui confère à l'État riverain un droit sur les eaux qui baignent ses côtes. Il en résulte que, tout en reconnaissant à cet État la latitude qui doit lui appartenir pour adapter sa délimitation aux besoins pratiques et aux exigences locales, le tracé des lignes de base ne peut s'écarter de façon appréciable de la direction générale de la côte.

Une autre considération fondamentale, particulièrement importante en la présente affaire, est celle du rapport plus ou moins intime qui existe entre certaines étendues de mer et les formations terrestres qui les séparent ou qui les entourent. La vraie question que pose le choix du tracé des lignes de base est, en effect, de savoir si certaines étendues de mer situées en deçà de ces lignes sont suffisamment liées au domaine terrestre pour être soumises au régime des eaux intérieures.

(7) 拙稿、公海の自由と定着漁業の法理(1)、法學研究第二八卷第一〇號七一頁以下参照。

(8) Gidel, G., *Le Droit International Public de la Mer*, Tome III, 1934, p. 621-628.

(9) *Ibid.*, p. 625-626.

二 海灣の一般的制度の傾向

一般に、灣とは、海洋に入口をもち陸地のなかに入りこんだ海洋の部分であると理解されている。國際法において領土的な灣 (territorial bays) としてあつかわれるのは、一般に灣と名づけられるものすべてを含んでいのではない。國際法において領土的な灣を限定する作用は、初元的にグロチウスによつて次のように敍べられている。「海の部分が兩岸の土地に比較して海洋の部分と思われぬほど大きくない場合に、灣のように擴がつた海を兩岸に土地を有するものが占有しうること、とくに海の部分が圍繞されて所有地の一部と考えられるほど小さい場合の海の所有は自然法に反するものではない」と。

灣とよばれる水域が、海洋の一部であるという事實の認識にもかかわらず、領海よりも何らかの意味で沿岸國の強い支配權のもとに服すべきものと考えられたのは、灣が、その地理的形狀によつて海洋における一種の避難所を形造つていたこと、外國船の國際的通行の必要性が主張されなかつたこと、そしてまたより大きな理由は、漁業を中心とする沿岸國の經濟利益とその水域とが密接に結合していたという歴史的な事情によるものであつた。一七五八年にヴァテルは、「海岸に近い海について敍べたことが、灣の場合に、殊にそしてもつと大きな理由によつていふことができる。灣は、領有の對象たりうるものであり、しかも國家の安全のためにより重要なものである。……ハドソン灣といつたような廣大なものでなく……灣口が防衛されうる灣は、所有され且つ主權者の法に従う」と敍べて、灣に對する沿岸國の權利要求が、領海以上のものである

ことを提示していたのであつた。

グロチウスやヴァテルの時代において、領海水域と灣の水域とに國際法制度上の差異を完全に認識していたかどうか疑問の餘地をのこすにしても、二つの水域に對する權利要求に何らかの程度の差異をみいだすことができよう。しかし、かような程度の差異が、はつきりと國際法制度のうちに認識されるに至つたのは、領海幅員の問題が意識的に論じられ、また灣口におけるある幅員を以て、領土的な灣を限定する實行が生じた一九世紀から二〇世紀にかけてのことであつたといえよう。一八三九年八月二日のイギリス・フランス間の漁業劃定條約は、「兩國の海岸における漁業の排他的權利の一般の限界として確定された三マイルの距離は、灣口の幅一〇マイルを超えない灣については、岬から岬までに引かれた直線から計られるものとする。」(第九條二項)と規定し、その規準は、一八四三年の右條約の實施規則及び一八六七年の條約(未批准)にも採用されたのであつた。さらに一八五四年のファンディ灣(Fundy Bay)の仲裁裁判に當つて、裁判所は、領土的灣とされるべき灣は、灣口一〇マイルを超えない場合にのみ認められるにすぎないと敍べ、岬から岬までに引かれた線を以て領土的な灣とする制度はファンディ灣に適用されない、と裁決した。さらにイギリス、フランス、ドイツ、ベルギー、デンマーク、オランダなどを當事國とする一八八二年五月六日の北海の漁業條約も、——適用上一九三九年の條約と明らかに異なる事態を生ずるとはいえ——かような立場を繼承して、「灣について三マイルの距離は、灣の幅が一〇マイルを超えない最初の點において入口にもつとも近い部分において、灣を横切つてひかれた直線から計られる。」(第二條)と規定したのであつた。たとえかような條約あるいは仲裁裁判は、その當事國のみを拘束したにすぎないとしても、領海と灣との制度的差異を認め、また領土的な灣は一般的に一〇マイルの灣口幅員を以て限定するという傾向が、顯著になつていたことを知ることができよう。

しかし灣口が防衛されうる灣は、領有されるといふヴァテルの見解は、領海幅員の二倍すなわち一般的には六マイルを支

持する學說及び實行のうえて踏襲されている。一九〇七年に、イギリス外務省は、灣の入口が、幅員六マイルを超えない灣の水域が、國家領域の部分を構成するということ、並びに慣行、條約、協定によつて六マイルの限界が、六マイル以上にも擴大されていることを述べたのであつた。⁽⁷⁾ 學說において、たとえばウェストレイクは、「灣の入口が、當該國家によつて主張された領海の幅の二倍——すなわち通常の場合には六マイル、ノルウェーの場合には八マイル、等——を超えない場合、そして當該國家の領水を通ずることなしに公海から灣に接近しえないときには、灣の内部がいかに廣く擴がつていようとも當該國家に屬することになる。……領海は灣口を横切る線から外方にひかれる、⁽⁸⁾」と解説し、この立場は、⁽⁹⁾ロウレンス、オッペンハイム⁽¹⁰⁾などの學者によつて、同一の沿岸國の領土により圍繞され、且つ海洋からの入口が、三マイルの二倍すなわち六マイルの幅員を超えない灣は領土的な灣とされることに疑いがないものとして主張されたのであつた。六マイルの灣口の幅員は、なお今日その最小限のものとして主張されているものの、六マイル說に對して一〇マイル說が、學說においても實行においても比較的多くの支持をうけたのは何故であつたであらうか。

一八九四年に、領海制度の規則を國際法學會が法典化するに當つて、パークレイとムアーとの間で行われた六マイル對一〇マイルの主張の展開において、パークレイにあてたムアーの書簡は、一〇マイル說の根據を明確に指摘したのであつた。ムアーは、「貴方は、三マイルの二倍の幅をこの事例について一〇マイルとするべきいかなる説得的な理由も存在していないとみておられるけれども、私は便宜 (convenience) と安全 (safety) との二つの理由がこれを妥當とするように思われる。一〇マイルの線は、私の理解するところでは、實行上の規則としてかかる事例に採擇されてきたのである。漁船による領水の侵入という違法行爲は、多くの例において一般に違法行爲をなす船舶の没收を伴う重大な犯罪であり、またそこで漁業を許容すれば、しばしば犯罪が行われることになるほどその範圍は狭いものであることも明らかである。それゆえに漁業が實際に則した安全であり、更には領水の侵犯という危険をいつも注意しないですむようにするためには、灣の兩岸か

らひかれた三マイルの線の間が、四マイル以下となるような自由なる水域の範圍を認めないのが便宜であると考えられる。これが一〇マイルの幅をいう理由である。この意圖は漁業の權利を妨げあるいは制限するものでなく、その行使を實際に則したものとし、また安全にせしめるものである。漁夫が漁群にであつてそれを捕えようとする衝動は、自由水域の狭い範圍で重大な違法行爲の可能性を強めるものである。かかる理由により禁止された線から四マイルを超えない空間から彼らを排除するのはより賢明なように思われる。」⁽¹¹⁾と。

六マイルの幅員の主張の根據は、主として灣口の實効的支配から考えられている。そしてたとえ灣内に灣口以上の幅員をもつ場合にも、領海の一般的計測に従ふことなく、領土的な灣とするのは、灣内にいわゆる自由たるべき水域をのこしたとしても、他の諸國による自由たるべき水域の利用は船舶を中心としてみるかぎり無用なものと考えられたばかりでなく、かような水域に對して沿岸國は漁業及び安全の利益によつて、それを開放することの實行上の不可能さを示したからであつたといえよう。そしてまた一〇マイル説の根據は、ムアアの書簡にも示されているように、灣口においてのこされる四マイルの幅員を認めない方が、諸國の實行から考えて便宜と安全との二つの理由によつて、一方において沿岸國の諸利益に合致し、他方において外國漁船との生じうべき衝突をさけるために必要であると考えられたからであつた。

ムアアの説得的な見解は、一八九四年の國際法學會の領海制度の法典案のうちに、幅員について同じ數値を以て示されなかつた。とはいえ學會は、「灣について、領海は海岸の屈曲に従うものとする。但し灣の兩岸の幅が、少くとも繼續的且つ非常に古い慣行が一海里以上を定めている場合を除き、幅員一海里までの灣について領海は海にむかいその入口の最も近い部分で灣を横切つてひかれた直線から計られる。」(第三條)との條項を採擇したのであつた。⁽¹²⁾このような基調のもとで領海と灣との國際法上の制度的差異を集約して行くならば、領海は海岸の屈曲に従つて (following the sinuosities of the coast) 計られるのに反し、灣については、灣口のある幅員を超えないかぎり灣口を横切る線から領海が計られる。そして灣口のあ

る幅員を超える灣であつても、特別な慣行がある場合には一般的規則は適用されない、といふのであつた。

常設國際仲裁裁判所は、一九一〇年の北大西洋漁業事件の裁決において、一八一八年十月二十日のロンドン條約第一條における海岸、灣、入江、港から三マイルは、どこから計られるべきであるかとの争點⁽¹⁸⁾に對して、灣の地理的性質は、開いた海岸よりも沿岸の主權者の利益に一層密接なまた重要な關係をもつ條件を含んでいる。國民的領土的の統合、國防、商工業の諸條件は、海岸線から入りこんでいる灣の支配と緊密な關係がある。この利益は、一般的にいえば灣の陸地に入りこむ割合によつて異なつてゐる。しかしながらいかなる國際法の原則も、灣の入りこみと領土主權による支配の條件との間に特殊な關係を認めていないから、新しい原則を適用して三マイル規則の嚴格な適用から灣を除外する國際條約にもつづいた一〇マイル又は一二マイルの範圍を除外する原則も認めることができない。訴訟手續中に引用された學者の見解は、一般的にいふて三マイルの規則が、嚴格に體系的に灣に適用されるべきでないという意見に傾いてゐるし、裁判所に提出された報告において三マイルの規則は、合衆國によつてもまた他のいかなる國によつても嚴格に體系的に適用されないことが明白である。その結果、灣の地形と特徴がなくなる場所において、海を横切つて引かれた直線から三マイルが計られるべきであり、他の場所では海岸の屈曲に從つて三マイルが計られるべきであることを示したのであつた。⁽¹⁴⁾

本件において仲裁裁判所は、國際法の實定的規則としての一〇マイルの幅員を支持しなかつたけれども、その實際の適用について特別な定めのない一切の灣については、幅が一〇マイルを超えない地點で入口に最も近い所に直線をひき、そこから海の方へ三マイルを計るべきこと、並びに海岸の形状とその地方の氣候状態からして外國の漁夫が地理的に岬のうちにあつても合理的に善意で公海にあるものと信じうるような灣では、灣として除外する限界を別に特定する岬の間にひかるべきであるとの勸告を裁決に附したのであつた。この仲裁裁判の裁判及び勸告から、一般的にかつてイギリスが、そのキングス・チェンバー (The Kings Chambers) に對して適用してきつた、いわゆる岬理論 (Headland theory) は認められなくなつたと

いわれている。とはいえ仲裁裁判も示しているように、何が國際法上灣であるかを定める基準は確定していないのである。

灣について領海の測定方法が、そのまま適用されることなく、灣口を横切つてひかれた直線から領海が計られるべきであるという、多くの實行や學說によつて示されたことは國際法においていかなる意味をもつのであろうか。灣を横切つてひかれた直線から領海が計られるということは、その直線がいわば領海の低潮線と同じ意味での基礎線 (Base line) を構成するものと理解されている。そしてその基礎線は今日、領海と内水との限界線であることも一般に了解されているところである。このことは、つまり灣が領海から何らかの意味において異質的なものと理解されてきたことによるものであろう。たとえばそれを例證する益の要求と灣に對する權益の要求との間に實行上の差異が示されてきたことによるものであろう。たとえばそれを例證するように、ハーストは、灣の領土性について、イギリス法とその實行のもとで考察し、灣内の水域の地位及びそれと領海との間に存在する國際法の正しい規則に關して、イギリスの見解でなければならぬものについて疑いを容れる餘地はないとして、その内水性を承認したのであつた⁽¹⁶⁾。しかしたとえ學說と實行に示された一連の傾向から、領海と灣とに對する國家の權益の差異を何らかの程度で意識したにせよ、灣口一〇マイル以内の灣について、灣口を横切る線から領海が計られるという方式が、若干の國際實行に示されて始めて始めて學者は、灣内の水域の性質を内水として取扱う認識に到達したにすぎなかつたのであつた。一九三〇年のハーグの國際法典編纂會議に先立つて、ハーバート・リサーチの領海制度の法典案は、その第五條に、「幅一〇マイルを超えない入口をもつ灣又は河口の海洋への限界線は、灣又は河口の幅が一〇マイルまで最初に狹められる灣又は河口のところを横切つてひかれる線である⁽¹⁷⁾。」と規定したのであつた。そしてそのコメントは、過去の世紀の過程において幅一〇マイルを超えない入口をもつ灣が、沿岸國領水の一部を構成することは普く確立されることになつた。一〇マイルの計測が適用された頻度さは、第五條の採擇を正當と思わしめるようである。またある灣は幅一〇マイルを超えるとはいへ、長期に亘つて保持されてきた要求の故に、その國家の領水とみなされることが認められている。かような水域は、

しばしば歴史的灣とよばれている。そして一般的規則は、特殊な水域に關してある國家が歴史的に要求を行い、他國によつて承認されているならば、それらの劃定を排除するものではないと敍べたのであつた。⁽¹⁸⁾

われわれが灣の一般的な制度を資料的に追つたのは、一九三〇年のハーグの國際法典編纂會議に至るまでに、灣の制度がどのように考えられてきたかを知るためであつた。そしてとくに領土的灣を決定する灣口の幅員が、國際法において一般的な規則となつてゐるかどうかを豫定することが必要であつたからである。というのは、歴史的灣又は歴史的水域は、——必ずしも一〇マイルと限定しなくても——何らかの範圍を豫定した上に、その理論が立てられてきたようにみうけられるからであつた。そして領海に對する沿岸國の要求と、灣に對する沿岸國の要求とが、ハーグの國際法典編纂會議(一九三〇)以前において學說や實行あるいは法典案のうちにとどのよう示されてきたかを、素描してみたのであつた。ここに示された灣の制度の一般的傾向は、一九三〇年の法典編纂會議においてより、強力に諸國の代表によつて推進されるに至つたといえるであらう。

(1) Grotius, H., *De Jure Belli ac Pacis*, 1625, Liv. II, Chap. III, §X. 一又正雄譯「グロチウス、戰爭と平和の法」第一卷、昭和二十五年、三〇六—七頁。

(2) Vattel, E. de., *Le Droit des Gens ou Principes de la Loi Naturelle*, 1758, Lib. I, Chap. XXII, §291.

(3) Convention between Her Majesty and the King of the French, defining and regulating the Limits of the Exclusive Right of the Oyster and other Fishery on the Coasts of Great Britain and of France. (August 2, 1839): Art IX. "It is equally agreed, that the distance of three miles fixed as the general limit for the exclusive right of fishery upon the coasts of the two countries shall, with respect to bays, the mouths of which do not exceed ten miles in width, be measured from a straight line drawn from headland to headland."

(4) 仲裁裁判は、フアンディ灣を領土的な灣とすることを支持しなかつたが、學說上反對があり、今日では幅約六五マイルをもつフアンディ灣は歴史的灣の一つに分類されてゐる。

- (10) Smith, H. A., *The Law and Custom of the Sea*, 2nd ed., 1954, p. 14
- (11) Convention relating to the North Sea Fisheries (May 6, 1882.) Art 2: "Pour les baies, le rayon de 3 milles sera mesuré à partir d'une ligne droite, tirée en travers de la baie, dans la partie la plus rapprochée de l'entrée, au premier point où l'ouverture n'excédera pas 10 milles."
- (12) Jessup, P. C., *The Law of Territorial Waters and Maritime Jurisdiction*, 1927, p. 357
- (13) Westlake, J., *International Law, Part I, peace*, 1st ed., 1904, p. 187.
- (14) Lawrence, T. J., *The Principles of International Law*, 7th ed., 1923, § 72, p. 140-141
- (15) Lauterpacht, H., *Oppenheim's International Law*, vol. I, 8th ed., 1955, § 191, p. 505-506.
- (16) *Annuaire de L'Institut de Droit International*, vol. 13 (1894-95), p. 146. 水權の範圍 Jessup, P. C., *The Law of Territorial Waters and Maritime Jurisdiction*, 1927, p. 356-357.
- (17) *Ibid.*, p. 329 "For bays, the territorial sea follows the sinuosities of the coast except that it is measured from a straight line drawn across the bay at the place nearest the opening towards the sea where the distance between the two sides of the bay is twelve marine miles in width, unless a continuous usage of long standing has sanctioned a greater width." 英海峽の範圍 Higgins & Colombos, *International Law of the Sea*, 3rd ed., 1954, § 144, p. 122.
- (18) North Atlantic Coast Fisheries Case 1910. Question V. From where must be measured the "three marine miles of any of the coasts, bays, creeks, or harbours" referred to in the said Article ?
- (19) *The Hague Arbitrations Cases*, by G. G. Wilson, 1915, p. 182-183.
- (20) *Ibid.*, p. 186-187.
- (21) Hurst, C., *The Territoriality of Bays*. (*British Year Book of International Law*, 1922-23, p. 42) *The Collected Papers*, 1950, p. 36-50.
- (22) Research in International Law, Harvard Law School, *The Law of Territorial Waters*, Tentative Draft, No. 2, 1929, p. 31, Art. 5. "The seaward limit of a bay or river-mouth the entrance to which does not exceed ten miles in width is a line drawn across the entrance. The seaward limit of a bay or river-mouth the entrance to which

exceeds ten miles in width is a line drawn across the bay or river-mouth where the width of the bay or river-mouth first narrows to ten miles.”

(81) クーベード草案は、別で第十二條で歴史的問題を取扱つてゐる。Ibid., p. 54. Art. 12. “The provisions of this convention relating to the extent of territorial waters do not preclude the delimitation of territorial waters in particular areas in accordance with established usage.”

(未完)

あとがき

本稿(一)から(四)まで、それぞれ執筆の時期を異にし、その間に多くの問題が新たに提起されたため、全體としてまとまりのないものとなつてしまつたことをお許し願いたい。また一九五一年のイギリス・ノルウェー漁業事件については、國際法外交雜誌第五六卷第三號に學會報告の關係で、その全般的考察を發表した。本稿で、なお歴史的灣又は歴史的水域の諸國の實例、管轄權要求に對する抗議の意義、承認理論と歴史的權原の關係、更に國際法委員會での討議なども検討する筈であつたが、一身上の都合により本稿で一應完結させることとした。なお本稿(一)(法學研究第二九卷第六號)五百八行巨論證(Contestation)は、證明(Constatation)に、一四頁註(17) Research は Research に、本稿(二)(法學研究第二九卷第二號)三七頁註(22)ギヴィエは、グワイヤーに、それぞれ誤を訂正する。